

広島県告示第 655 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 21 年 7 月 2 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 21 年 6 月 24 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市

(2) 代表者の氏名

広島県知事 藤 田 雄 山

三原市長 五 藤 康 之

3 埋立区域

(1) 位置

(第 2-1 工区)

三原市幸崎町能地字岡山 4148 番 4 から字大西 3497 番 3 に接する埋立地を経て字中西
3416 番 1 に至る間の地先公有水面

(2) 区域

(第 2-1 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び 1 の地点と 41 の地点とを結んだ線により囲まれた
区域。

1 の地点 広島県尾道市瀬戸田町大字高根字林谷 524 番地の国土地理院二等三角
点「高根島」（北緯 34 度 18 分 36 秒 4639，東経 133 度 04 分 13 秒
6995，標高 310.20m)

	から	310 度 06 分 22 秒	4,241.07m の地点
2 の地点	1 の地点から	135 度 09 分 52 秒	8.13m の地点
3 の地点	2 の地点から	135 度 10 分 07 秒	8.17m の地点
4 の地点	3 の地点から	120 度 17 分 27 秒	14.37m の地点
5 の地点	4 の地点から	42 度 08 分 04 秒	17.86m の地点
6 の地点	5 の地点から	120 度 36 分 20 秒	12.07m の地点
7 の地点	6 の地点から	120 度 10 分 26 秒	29.78m の地点
8 の地点	7 の地点から	142 度 37 分 59 秒	5.99m の地点

9の地点	8の地点から	232度27分29秒	52.84mの地点
10の地点	9の地点から	232度29分51秒	55.00mの地点
11の地点	10の地点から	232度30分05秒	29.98mの地点
12の地点	11の地点から	322度28分07秒	6.00mの地点
13の地点	12の地点から	232度26分40秒	10.95mの地点
14の地点	13の地点から	260度16分01秒	4.11mの地点
15の地点	14の地点から	265度40分09秒	17.75mの地点
16の地点	15の地点から	267度21分32秒	9.96mの地点
17の地点	16の地点から	350度13分12秒	2.34mの地点
18の地点	17の地点から	346度49分21秒	12.95mの地点
19の地点	18の地点から	21度14分56秒	3.49mの地点
20の地点	19の地点から	13度29分42秒	3.08mの地点
21の地点	20の地点から	6度50分55秒	3.57mの地点
22の地点	21の地点から	4度57分53秒	9.28mの地点
23の地点	22の地点から	5度09分32秒	30.03mの地点
24の地点	23の地点から	5度33分13秒	14.01mの地点
25の地点	24の地点から	6度38分01秒	11.64mの地点
26の地点	25の地点から	9度15分06秒	13.51mの地点
27の地点	26の地点から	14度00分14秒	12.48mの地点
28の地点	27の地点から	16度22分15秒	12.27mの地点
29の地点	28の地点から	20度01分15秒	10.25mの地点
30の地点	29の地点から	24度07分36秒	16.56mの地点
31の地点	30の地点から	115度59分46秒	6.40mの地点
32の地点	31の地点から	114度33分59秒	5.31mの地点
33の地点	32の地点から	198度29分35秒	0.31mの地点
34の地点	33の地点から	118度04分30秒	5.45mの地点
35の地点	34の地点から	118度22分01秒	17.52mの地点
36の地点	35の地点から	119度15分53秒	9.86mの地点
37の地点	36の地点から	122度49分03秒	3.68mの地点
38の地点	37の地点から	134度36分47秒	7.23mの地点
39の地点	38の地点から	131度22分49秒	5.47mの地点
40の地点	39の地点から	147度09分40秒	1.49mの地点
41の地点	40の地点から	71度03分53秒	1.16mの地点

(3) 面積

(第2-1工区)

12,876.75平方メートル

- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成9年9月22日 広島県告示第984号
(平成9年9月16日付け指令港第56号で免許)
- 5 法第22条第3項の市町名
三原市